

改正案	現 行
<p>I-1 電子決済手段の範囲等</p> <p>I-1-2 電子決済手段等取引業の該当性及び取り扱う電子決済手段の適切性の判断基準</p> <p>I-1-2-2 電子決済手段等取引業の該当性の判断基準</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ <u>法第2条第10項第2号に規定する「前号に掲げる行為の媒介」（以下「電子決済手段の売買等の媒介」という。）に該当するか否かは、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換を内容とする契約（以下「電子決済手段の売買等を内容とする契約」という。）の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置づけを踏まえた上で総合的に判断する必要がある、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに電子決済手段の売買等の媒介に該当しないと判断することは適切でないことに留意する。例えば、電子決済手段の売買等を内容とする契約に係る以下の各行為を第三者のために行う場合は、原則として、特定の者に対して第三者との電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っている」と評価できることから、電子決済手段の売買等の媒介に該当する。</u></p> <p>イ. <u>電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結の勧誘</u></p> <p>ロ. <u>電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結の勧誘を目的とした商品説明</u></p> <p>ハ. <u>電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結に向けた条件交渉</u></p> <p>（注1）媒介に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の者に対して第三者との<u>電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っている</u>と評価できる場合には、当該インターネット上の表示等を含めた一連の行為が媒</p>	<p>I-1 電子決済手段の範囲等</p> <p>I-1-2 電子決済手段等取引業の該当性及び取り扱う電子決済手段の適切性の判断基準</p> <p>I-1-2-2 電子決済手段等取引業の該当性の判断基準</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ <u>電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換を内容とする契約に係る以下の各行為を第三者のために行う場合は、原則として、法第2条第10項第2号に規定する「前号に掲げる行為の媒介」（以下「電子決済手段の取引の媒介」という。）に該当する。</u></p> <p>イ. 契約の締結の勧誘</p> <p>ロ. 契約の締結の勧誘を目的とした商品説明</p> <p>ハ. 契約の締結に向けた条件交渉</p> <p>（注1）媒介に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の者に対して第三者との契約締結に向けた誘引行為を行っている」と評価できる場合には、当該インターネット上の表示等を含めた一連の行為が媒介に当たり得ることに留意するものと</p>

改正案	現行
<p>介に当たり得ることに留意するものとする。</p> <p>(注2) ただし、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に関して以下の各行為の事務処理の一部のみを行うに過ぎない場合は、<u>電子決済手段の売買等の媒介</u>に至らない行為といえる場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布又は交付若しくは提供（電磁的方法によるものを含む。）。ただし、単なる配布又は交付若しくは提供を超えて、配布又は交付若しくは提供する資料の記載方法・内容等の説明まで行う場合には<u>電子決済手段の売買等の媒介</u>に当たることがあり得る。また、<u>比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて電子決済手段等取引業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にウェブサイト上に転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をしたりする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。</u></li> <li>契約申込書及びその添付書類等の受領・回収。ただし、契約申込書の単なる受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合には、<u>電子決済手段の売買等の媒介</u>に当たることがあり得る。</li> <li>セミナー等における一般的な電子決済手段の仕組み・活用法等についての説明。</li> <li><u>勧誘行為をせず、単に顧客を電子決済手段等取引業者に紹介する業務。</u>なお、「紹介」には、以下の行為を含む（各行為の全部又は一部を組み合わせるものであった</li> </ul>	<p>する。</p> <p>(注2) ただし、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に関して以下の各行為の事務処理の一部のみを行うに過ぎない場合は、<u>電子決済手段の取引の媒介</u>に至らない行為といえる場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付（電磁的方法によるものを含む。）。ただし、単なる配布又は交付を超えて、配布又は交付する書類の記載方法等の説明まで行う場合には<u>電子決済手段の取引の媒介</u>に当たることがあり得る。</li> <li>契約申込書及びその添付書類等の受領・回収。ただし、契約申込書の単なる受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合には、<u>電子決済手段の取引の媒介</u>に当たることがあり得る。</li> <li>セミナー等における一般的な電子決済手段の仕組み・活用法等についての説明。</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現 行
<p><u>としても「紹介」に含まれる場合がある）。</u></p> <p><u>a. 当該業者の店舗に、電子決済手段等取引業者が自らを</u> <u>紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。</u></p> <p><u>b. 対面又は当該業者のウェブサイト上等において、当該</u> <u>業者と電子決済手段等取引業者の関係又は当該電子決</u> <u>済手段等取引業者の業務内容について説明を行うこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>c. 当該業者のウェブサイト上等において、電子決済手段</u> <u>等取引業者のサイトへの単なるリンクの設定や電子決</u> <u>済手段等取引業者から提供を受けた商品案内等のコン</u> <u>テンツの転載のみを行い、電子決済手段の売買等を内</u> <u>容とする契約の締結に至る交渉や手続は当該電子決済</u> <u>手段等取引業者と顧客との間で行い、当該契約の締結</u> <u>に当たり当該業者は関与をもたないこと。但し、当該業</u> <u>者によって当該商品等を推奨・説明するような行為が</u> <u>伴う場合には、電子決済手段の売買等の媒介に当たる</u> <u>ことがあり得る。</u></p>	